

マイナンバー制度の概要

平成27年10月から、12桁のマイナンバー（個人番号）が、一人ひとりに通知されます。

- ・市町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、平成28年1月から市町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



愛称：マイナちゃん

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用します。

社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none">・年金の資格取得や確認、給付・雇用保険の資格取得や確認、給付・ハローワークの事務・医療保険の給付の請求・福祉分野の給付、生活保護 等	<ul style="list-style-type: none">・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載・都道府県、市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載	<ul style="list-style-type: none">・防災・災害対策に関する事務・被災者生活再建支援金の給付・被災者台帳の作成事務

- ・このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

行政手続きが、早く、簡単かつ正確に行えるようになり住民の利便性が向上します。

- ・添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、住民の負担が軽減されます。また行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からお知らせを受け取ることができます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者も、行政手続きなどのため、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。

- ・事業者も、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載する必要があります。
- ・この場合、事業者はマイナンバーを含む個人情報について、適切な安全管理措置を講じなければなりません。

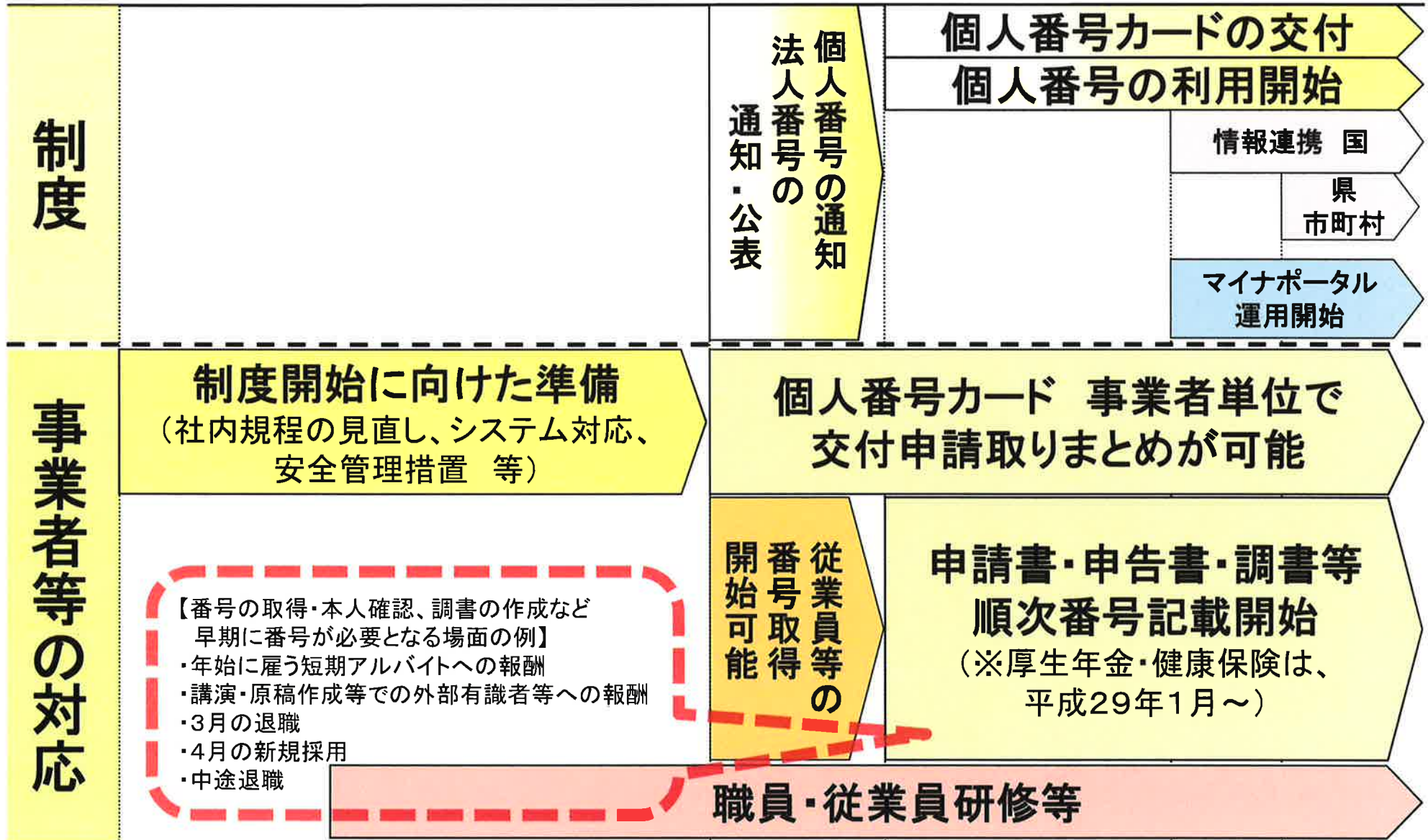
マイナンバー制度スケジュール

2015年
(H27年)

(10月)

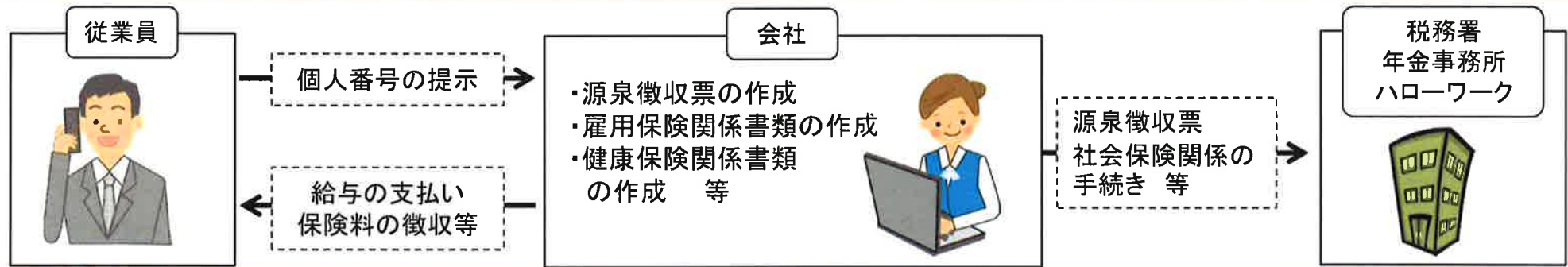
2016年
(H28年)

2017年
(H29年) (7月)



マイナンバーを含む個人情報の適切な安全管理措置について

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。



マイナンバー利用にあたっての注意点

【取得】マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- ・従業員等へ利用目的を明示し、本人確認を厳格に実施

【利用・提供】事業者は税や社会保障に関する手続き書類に従業員等のマイナンバーを記載して、役所に提出！

- ・マイナンバーは法令で定められた利用目的以外の利用、提供はできません。

【保管・廃棄】マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- ・必要がある場合に限り保管が可能、必要がなくなったら廃棄が必要です。

マイナンバーの安全管理を徹底していく必要があります。詳しくは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご覧ください。

[ダウンロードはこちら](#)

[特定個人情報保護委員会](#)

[検索](#)

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（抜粋）

【組織的・人的安全管理措置】

- ・取扱責任者、事務取扱担当者の明確化
- ・特定個人情報ファイルの利用状況の記録
- ・事務取扱担当者への教育 等



取扱責任者

【物理的・技術的安全管理措置】

- ・間仕切りの設置、座席配置の工夫
- ・鍵付き棚への書類等の保管
- ・データの暗号化、パスワードによる保護
- ・ウィルス対策ソフトの導入 等

